

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

### 〈告 示〉

- 身体障害者関係医師の指定（障害福祉課） 一
- 右 同 一
- 右 同 二
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課） 二
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課） 二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課） 二
- 右 同 二

### 〈公 告〉

- 開発行為に関する工事の完了（建築課） 三
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（医大・病院課） 四
- 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則  
〈教育委員会規則〉 五
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告  
〈監査委員会公告〉 六

## 告 示

奈良県告示第四百五十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

### 奈良県告示第四百五十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
増井一弘	国保中央病院	磯城郡田原本町大字宮古四〇四一	内科（心臓機能障害）	平成十六年十二月十三日
矢崎晃広	榛原町立榛原総合病院	宇陀郡榛原町大字萩原八一五番地	内科（心臓機能障害）	平成十六年十二月十三日

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
矢崎晃広	榛原町立榛原総合病院	宇陀郡榛原町大字萩原八一五番地	内科（じん臓機能障害）	平成十六年十二月十四日
池田直也	奈良県立三室病院	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号	外科（ぼうこう機能障害）	平成十六年十二月十四日
齋藤こずえ	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	神経内科（肢体不自由）	平成十六年十二月十四日

米田正名	天理市立病院	天理市富堂町三〇 ○番地一一	整形外科（肢体 不自由）	平成十六年 十二月十四 日
------	--------	-------------------	-----------------	---------------------

奈良県告示第四百五十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年十二月二十八日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	池田直也	医療機関の名称	奈良県立三室病院	医療機関の所在地	生駒郡三郷町三室 一丁目一四番一六 号	診療科目	外科（直腸機能 障害）	指定年月日	平成十六年 十二月十六 日
-------	------	---------	----------	----------	---------------------------	------	----------------	-------	---------------------

奈良県告示第四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画（北登美ヶ丘六丁目北部住宅地）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年十二月二十八日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画

）生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。  
平成十六年十二月二十八日  
奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十六年十二月二十八日  
奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の名称  
檀原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画道路事業三・四・八〇八号 檀原中大路線
- 三 事業施行期間  
変更後の事業施行期間 平成十二年七月七日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
平成十二年七月奈良県告示第百六十九号のとおり

奈良県告示第四百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十六年十二月二十八日  
奈良県知事 柿本善也

- 一 施行者の名称  
檀原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画道路事業三・四・八一一号 曾我木原線
- 三 事業施行期間  
変更後の事業施行期間 平成十一年三月十六日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

平成十一年三月奈良県告示第六百十七号のとおり

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十二月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年五月十四日第七四一三三号

平成十六年十二月三日第七四一三三十一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十七日第六一四九号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市川西町一一八三番地ノ一、一一八三番地ノ二及び一一八四番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市川西町一一八四番地

三恵化工株式会社 代表取締役 前川恵史

一 許可番号

平成十六年八月十八日第七四一七〇号

平成十六年十二月三日第七四一七〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十日第六一五〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十日第三五一六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市東生駒三丁目三九八番地ノ一七三、三九八番地ノ一八六の一部、三九八番地  
ノ二七〇、三九八番地ノ二七一、三九八番地ノ二七二、三九八番地ノ二七三、三九八

番地ノ二七四、三九八番地ノ二七五、三九八番地ノ二七六、三九八番地ノ二七七、三  
九八番地ノ二七八、三九八番地ノ二七九、三九八番地ノ二八〇、三九八番地ノ二八一、

三九八番地ノ二八二、三九八番地ノ二八三、三九八番地ノ二八四、三九八番地ノ二八  
五、三九八番地ノ二八六、三九八番地ノ二八七、三九八番地ノ二八八、三九八番地ノ

二八九、三九八番地ノ二九〇、三九八番地ノ二九一、三九八番地ノ二九二、三九八番  
地ノ二九三、三九八番地ノ二九四、三九八番地ノ二九五、三九八番地ノ二九六、三九

八番地ノ二九七、三九八番地ノ二九八、三九八番地ノ二九九、三九八番地ノ三〇〇、

三九八番地ノ三〇一、三九八番地ノ三〇二、三九八番地ノ三〇三、三九八番地ノ三〇

四、三九八番地ノ三〇五、三九八番地ノ三〇六及び三九八番地ノ三〇七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園北一丁目三番二号

株式会社住 代表取締役 金城勝義

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 生駒市東生駒三丁目三九八番地ノ一八六の一部、三九八番地ノ二七〇、三九

八番地ノ二七二、三九八番地ノ二七三、三九八番地ノ二七四及び三九八番地ノ二七六

下水道 生駒市東生駒三丁目三九八番地ノ二七一、三九八番地ノ二七二及び三九八

番地ノ二七三の各一部

水路 生駒市東生駒三丁目三九八番地ノ二七一及び三九八番地ノ二七五

一 許可番号

平成十六年九月十六日第七四一九六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十七日第六一四七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡平群町大字梨本七五六番地の一部、七五七番地ノ一の一部、七五九番地ノ一

の一部、七六〇番地、七六〇番地ノ一、七六一番地及び七六二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡平群町吉新一丁目三番地ノ二二

小東輝子

- 一 許可番号  
平成十六年十一月十九日第七四一一一五号
- 二 検査済証番号  
開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十七日第六一四八号
- 三 開発区域に含まれる地域  
桜井市大字浅古九二番地ノ一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
桜井市大字浅古三二六番地  
社一

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。  
なお、この公告による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成16年12月28日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 第1 競争入札に付する調達の内容
  - 1 入札物件  
院内通信設備の購入
  - 2 入札物件の数量及び特質  
奈良県立三室病院院内通信設備 一式
  - 3 納入期限  
平成17年3月31日（木）
  - 4 納入場所  
生駒郡三郷町三室1丁目14番16号 奈良県立三室病院
  - 5 入札方法  
入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (3) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目G2の通信機器に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

- (4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績があることを証明できる者であること。
- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であって、かつ、当該購入等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒636-0802 生駒郡三郷町三室1丁目14番16号  
奈良県立三室病院総務課施設係  
電話番号（代表）0745-32-0505（内線2711）

- 2 入札説明会の日時及び場所  
平成17年1月13日（木）午前10時  
奈良県立三室病院2階会議室

- 3 入札開札の日時及び場所  
平成17年2月8日（火）午前10時  
奈良県立三室病院2階会議室

- 4 入札参加資格審査の申請  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県出納局総務課国費用度グループ（県庁主棟1階）

5 郵便による入札  
電話番号(直通) 0742-27-8908

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立三室病院院内通信設備の購入に係る入札書」と朱書して、入札日の前日までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金  
免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、調達物品適合規格承認申請をすとともに、調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績証明書及び調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) この提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該

当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有(入札説明書で示す調達物品適合規格承認申請の手続が必要です。)

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

1 Nature and quantity : Purchase of one set of Hospital Communication System,

Nara Prefectural Minuro Hospital

2 Time Limit of Tender (by hand) : February 8, 2005 10:00 a.m.

3 Time Limit of Tender (by mail) : February 7, 2005

4 Contact point for the Notice : The Facilities Section, General Affairs

Division, Nara Prefectural Minuro Hospital

1-14-16 Minuro, Sangyo-cho, Ikoma-gun, Nara Pref. 636-0802, JAPAN

TEL 0745-32-0505 (extension 2711)

### 教育委員会規則

奈良県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を(ウ)に公布する。

平成十六年十二月二十八日

奈良県教育委員会委員長 岡 本 和 美

奈良県教育委員会規則第四号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（検定による単位の修得方法）

第十条 次の各号に掲げる場合の単位の修得方法は、別表の定めるところによる。

- 一 免許法別表第三、第五、第六及び第六の二
- 二 免許法附則第五項及び第九項
- 三 改正法附則第八項、第十一項から第十三項まで及び第十八項
- 四 免許法施行規則第十一条の表備考第三号及び第十七条第一項の表備考並びに附則第二十九項

別表の一中「免許法第六条別表第三」を「免許法別表第三」に改める。

別表の二中「免許法第六条別表第五」を「免許法別表第五」に改める。

別表の三中「免許法第六条別表第六」を「免許法別表第六」に、「教科に関する科目」を「養護に関する科目」に、「養護に関する科目」を「教職に関する科目」に改める。

別表の三の次に次の一表を加える。

三の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法

免許状 論一種 栄養教	受ける 免状の 種類	在職 年数	最低修得単位数		
			管理栄養 士学校指 定規則別 表第一に 掲げる教 育内容に 係る科目	栄養に係 る教育に 関する科 目	教職に関 する科 目
四	三	二七	二	六	三五
			二	六	四〇

九	八	七	六	五		
六	一〇	一四	一八	二三		
一	一	二	二	二		
三	四	四	五	五		
一〇	一五	二〇	二五	三〇		

第三号様式3中「処分」を「失効」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

### 監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年12月28日

- 奈良県監査委員 大倉 潔
- 奈良県監査委員 中嶋 實
- 奈良県監査委員 山本 進
- 奈良県監査委員 中野 史

人権施策課

監査の結果

専修学校等修学資金貸付金にかかる償還について

（事実認定）

専修学校等修学資金貸付金元金収入において、未収金が認められた。

<p>(指摘事項) 適切な債権管理を行うとともに、未収金の解消に努めるべきである。</p> <p>措置の内容 未収金の回収を図るため、滞納者に対して、県内各地において個別相談会を実施するとともに、文書や電話等による償還の督促指導の増加等措置を講じた。 また、新規返還者に対しては、未返還債権の発生を防止するために、返還説明会を実施し、収納に努めた。 今後もし引き続き、専修学校等修学資金貸付金制度の趣旨徹底と返還指導を強化し、滞納金の発生防止と返還義務の意識高揚に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成16年7月23日</p> <p>五條土木事務所 監査の結果 公用車事故の発生について</p> <p>(注意事項) 公用車使用中における事故の発生が認められた。 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すため、安全運転を徹底を図るよう求めるものである。</p> <p>措置の内容 事故発生後平成15年1月21日、課長会議において、交通事故防止並びに安全運転の周知徹底を図った。 また、隔月開催の係長会議で全職員に対して、公用車の交通事故防止のための安全確認及び安全運転の徹底を図った</p> <p>措置結果通知日 平成16年8月20日</p> <p>五條病院 監査の結果 通勤手当の認定について (注意事項) 原動機付き自転車で通勤する職員の通勤手当について、通勤方法の認定を誤つ</p>	<p>ため、支給額に52,000円の過払いが認められた。 また、自動車通勤する職員の通勤手当について、認定距離の報告を誤つたため、支給額に23,000円の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 上記2件の通勤手当の過払額については、平成16年6月21日に全額返納し、また、再発を防止するため、認定時に厳正に審査するとともに、入力事務においても慎重に対処するように努めている。</p> <p>措置結果通知日 平成16年9月8日</p> <p>奈良土木事務所 監査の結果 公用車事故の発生について</p> <p>(事実認定) 公用車使用中における事故の発生が認められた。</p> <p>(指摘事項) 公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう、安全運転を徹底を図るとともに車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>措置の内容 事故発生後の平成15年11月26日に事故当事者に対し、所長から口頭及び文書にて注意を行うとともに、11月27日に所内全職員に対し、自動車事故に係る綱紀肅正についての文書(所長名)にて注意喚起を行った。 また、12月26日には、奈良警察署交通課より講師を迎え、所内会議室にて交通安全講習会を開催した。 今後もし引き続き、あらゆる機会を通じて職員に交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故防止に一層努める。</p> <p>措置結果通知日 平成16年9月14日</p> <p>三室病院 監査の結果</p>
---	---

通勤手当の支給について

(注意事項)

育児休業が終了した職員に、通勤手当が支給されておらず、通勤手当60,000円の支給漏れが認められた。

適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。

措置の内容

未支給分については、平成16年8月給与で追給措置を実施した。

今後の給与支給事務については、より慎重な審査と確認の徹底を図り適正に処理するよう努める。

措置結果通知日 平成16年9月21日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

